

平成 第 年 月 日 号

住 所
学校名
所属長

印

学生団体旅客運賃割引申込書

下記のとおり学生団体旅客割引を申込みます。

記

(1) 利用日 平成 年 月 日

(2) 利用目的

(3) 旅行区間 ～

(4) 利用人数 名

(5) 利用者名簿 別紙のとおり

十島村長 敷根 忠昭 殿

注) 学生団体旅客割引申込書は, 往路分と復路分の2通作成すること。

○十島村船舶使用料条例の抜粋

4 団体旅客運賃

(1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された 15 名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

(2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された 15 名以上の次に掲げる学校等の学生、生徒等とその付添人でこれらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園(通信教育を含む。)

イ 上記ア以外の国公立の学校

ウ 学校教育法第 82 条の 2 及び第 83 条の私立学校

エ 児童福祉法第 39 条の保育所

(7) 団体旅客運賃に対する割引

団体旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

ア 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃(料金を含む。)を 1 割引とする。

イ 学生団体旅客運賃の割引率は、2 等旅客運賃を大人(付添人を含む。)については 3 割引、小児については 1 割引